

2018年4・5・6月

No.121

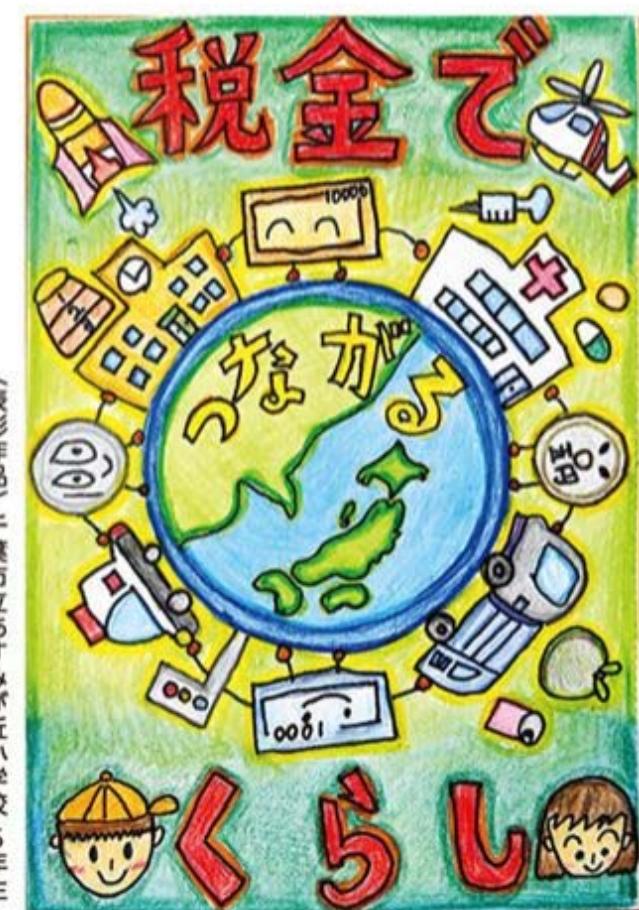
春  
(spring)

# ほうじんかい

税と地域のための情報誌

おめでとうございます

この度、税に関する絵はがきコンクールにて  
千葉南法人会の代表作品が  
全国法人会総連合女性部会連絡協議会長賞と  
千葉県法人会連合会長賞を受賞されました。



(表彰作品) 千葉市立あすみが丘小学校5年生



- 特集 第4回 税に関する絵はがきコンクール
- 税制改正シリーズ
- 税金ミニ情報他
- 新春記念講演会



めざします企業の繁栄と社会への貢献  
一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス  
**eLTAX**

地方税ポータルシステム  
www.e-tax.pref.chiba.lg.jp



1 税金トピックス 平成30年度 『税制改正のあらまし』	16 コラム 健康相談 『次世代型のタバコ』 新産業展望シリーズ 『お駅迎様のお誕生日をお祝いする 灌仏会（花祭り）』 天満由美子の健康運
5 インフォメーション 【税務だより】 平成30年度国税専門官募集 【県税だより】 事業主の皆様へのお知らせ	18 イベントetc 研修案内／行事予定／新会員紹介
6 特集1 租税教育活動 第4回『税に関する絵はがきコンクール』 表彰者作品紹介	20 お知らせ 第5回 税に関する絵はがきコンクール 第31回通常総会のお知らせ
10 特集2 新春記念講演会、新春賀詞交歓会 『あきらめないこと、それが冒険だ』 アルピニスト 野口 健氏	
12 NEWS 地域貢献活動 「確定申告＆マイナンバー」を走る広告塔でPR 青年部会確定申告PR活動 第16回青年部会租税教室	
14 身近な法律相談 『個人情報漏えい防止措置について』	
15 会社訪問 株式会社 つばめ農園	



表紙の言葉

## 第4回 税に関する『絵はがきコンクール』

表紙の作品は、県法連審査会において14点のなかから代表作品として選ばれ、全法連審査会で各地域（札幌局から沖縄局）ごとの特に優秀な12作品に選ばれたものです。

サクラ

古来日本人に親しまれている

「サクラ」。春の思い出を彩り

卒業、入学といった人生的の節

目に桜の下での記念撮影は春

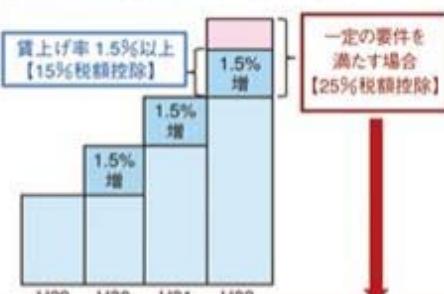
の定番だ。桜といえば「ソメ

イヨシノ」が有名で日本の桜の約8割を占めるという。ソメイヨシノが生まれたのは江戸時代末期。染井村（現在の東京都豊島区）の植木職人らによってエドヒガンとオオシマザクラの交配により作られ、桜の名所・吉野から「吉野桜」として売り出した。後に本家・吉野と区別するため「染井吉野」となる。従って冒頭「古来」としたが、万葉集などに多く見られる桜はどうやらソメイヨシノではない。豊臣秀吉が花見を楽しんだ桜も同様だ。エドヒガンは花が葉より先に咲き、オオシマザクラは大きく優美な花を付ける。双方の特徴を併せ持つソメイヨシノは明治以降急速に広まり日本における桜の代名詞となつたのだ。そんなソメイヨシノをめぐり韓国との間に論争がある。その起源を濟州島の「王桜」とするもの。最近では中国も参戦し、少々複雑化するがDNA解析によるとオウサクラとソメイヨシノは別種であるという。論争はさておき、空一面をピンクに染め、余韻を残しつつあっけなく散るソメイヨシノ。今年も桜吹雪の中でしばし春を実感したいと思う。

# 税制改正のあらまし



中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



<一定の要件>  
賃上げ率 2.5%以上で、かつ、以下のいずれかの要件を満たすこと  
 ① 教育訓練費が対前年度比 10%以上増加  
 ② 中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画における経営力向上の証明

- (1) 中小企業  
中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年（平成30・32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給額の15%の税額控除（法人税額の20%が上限）が適用できます。
- (2) 大企業  
さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率（法人税額の20%が上限）が上乗せされます。

大企業（資本金の額等が1億円超）  
また、教育訓練費の増加（対前年度20%以上増加）の要件を満たせば、5%の税額控除率（法人税額の20%が上限）が上乗せされます。（適用時期）平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対する給与等を支給する場合に適用されます。

## I 法人税関係

- 1 所得拡大促進税制の見直し

（法人など）については、①その年（平成30・32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給額の15%の税額控除（法人税額の20%が上限）が適用できます。

（法人など）については、①平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること、②国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること（適用時期）平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

できなくなります。  
 ① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること

（適用時期）については、その不適用措置の対象から除外されます。

月1日以降に終了する各事業年度）については、その不適用措置の対象から除外されます。

（適用時期）平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

## 3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。（適用時期）平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

## 4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。（適用時期）平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

## 6 地方拠点強化税制の延長・拡充

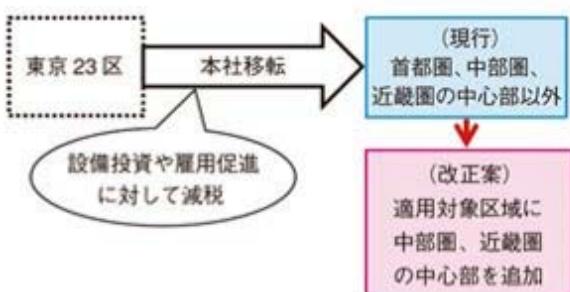
平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されることもに制度の拡充が図られます。同税率には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%

戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

- 2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し  
所得が増加（当期所得金額／前期所得金額）しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業についても該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部（研究開発税制その他一定の税額控除の規定）は適用

## 5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰



又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡大型8%以上、移転型5%以上（現行、拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の

移転に対しても適用が可能となります。

（適用時期）平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。

## II 相続税・贈与税関係

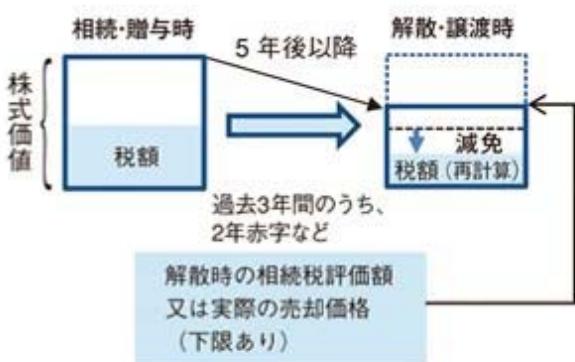
### 1 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

（注）特例承継計画（仮称）とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

	現行	改正案
納税猶予株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たせない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度（後継者が解散・譲渡を行う場合）	事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の拡大	先代経営者の主な要件	代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象
	後継者の主な要件	代表権を有する後継者（最大3人まで）。総議決権数の10%以上を有する者に限る



事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされていましたが、新制度では、1人の先代経営

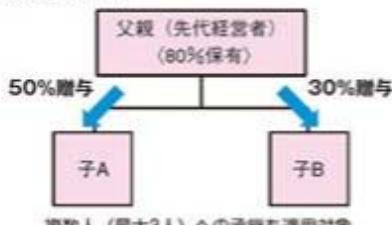
例承継計画（仮称）（注）を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行いう場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社の解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。

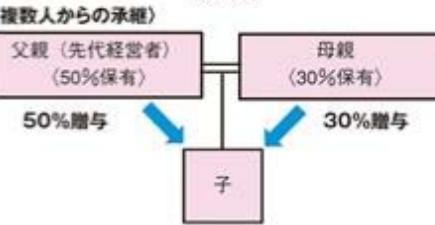
# 税制改正のあらまし



(複数人への承継)



(複数人からの承継)



【改正案】

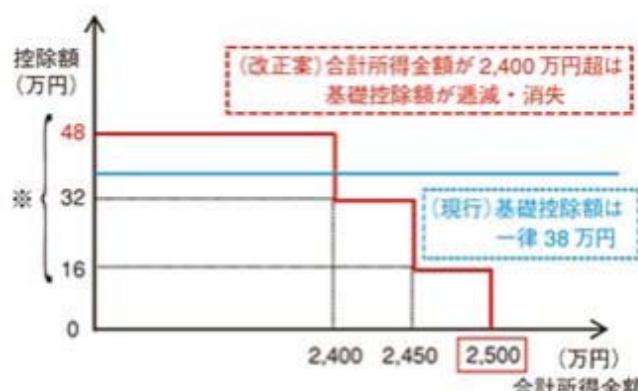
【現行制度】



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象

## 給与所得控除額の見直し

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%−10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%+8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%+44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円



\* 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円（現行：一律33万円）。

## 合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

います。今後は、先代経営者に限らず、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

（適用時期）平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

## III 所得税関係

1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直さ

れ、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

（1）給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行、給与等の収入金額1000万円で220万円）に見直されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

（2）公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額に、195万円が設けられます。また、年金以外の所得が1000万円超2000万円以下の場合は、さらに一律10万円（2000万円超の場合一律20万円）控除額が引き下がれます。

（3）基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律10万円引き上げ、その上限額が48万円（現行、一律38万円）とされます。

# 税制改正のあらまし



また、合計所得金額が2400円超の個人については、その金額に応じて控除額が逓減され、2500万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。

(4) 各所得控除の調整措置  
各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。  
(適用時期) 平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

## IV 地方税関係

### 1 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ→2分の1の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了(平成31年3月31日)をもって廃止され

(適用時期) 生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

(適用時期) 平成32年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)について適用されます。

(適用時期) 平成31年1月7日以後の出国について適用されます。

### 固定資産税の特例の概要

対象者	先端設備等導入計画(仮称)の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・機械装置(160万円以上、販売開始10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上、販売開始5年以内) ・器具備品(30万円以上、販売開始6年以内) ・建物附属設備(60万円以上、販売開始14年以内)
要件	・市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合 ・労働生産性が年平均3%以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ~1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

## V その他

### 1 申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会のICT化が進展していることを踏まえ、税務手続においてもICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観

### 2 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類(生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書)について、国税庁が構築予定のシス

\*このパンフレットは、平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

テムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成31年以後である人に限られます。なお、大法人(資本金の額等が1億円超の法人など)については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

(適用時期) 平成32年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

### 3 国際観光旅客税(仮称)の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税(仮称)が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に對し、出国1回につき1000円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者)、2歳未満の者などは対象から除外されます。

(適用時期) 平成31年1月7日以後の出国について適用されます。

# Information

税務だより

## 平成30年度国税専門官募集

### 受験資格

- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
- 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
  - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
  - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

### 申込手続

- (1) 申込方法 **インターネット申込み**  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。  
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>]
- (2) 受付期間 平成30年3月30日（金）9時～平成30年4月11日（水）〔受信有効〕
- (3) 受験案内  
交付期間 平成30年2月1日（木）～平成30年4月11日（水）  
9時～17時（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 受験案内  
交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）  
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

### 試験日

- 第1次試験 平成30年6月10日（日）  
第2次試験 平成30年7月11日（水）～平成30年7月19日（木）のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に千葉南税務署総務課（TEL 043-261-5571 内線211）保田までお尋ねください。

Pride of the Specialist  
～公平な世の中を創る、志～  
適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための業務を行います。



## 事業主の皆様へのお知らせです

県税だより

千葉県と県内全市町村では、  
個人住民税の特別徴収を徹底しています。

### 個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わり市町村に納入していく制度です。

平成28年度から特別徴収徹底の取組を行っていますので、御協力をお願いします。

### 特別徴収制度の概要に関するお問い合わせ

千葉県	総務部税務課 特別滞納処分室	043-223-3098
	総務部市町村課 税制班	043-223-2133

### 特別徴収の手続きに関するお問い合わせ

千葉市	西部市税事務所	043-270-3140
市原市	財政部 市民税課	0436-23-9811
上記以外	従業員在住の各市町村担当課	

## 特別徴収制度のしくみ



# 平成29年度 第4回 税に関する絵はがき コンクール

全国法人会総連合女性部会連絡協議会長賞  
千葉県法人会連合会長賞  
千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞  
千葉南法人会女性部会長賞



千葉市立あすみが丘小学校  
5年 桑原 夢歩

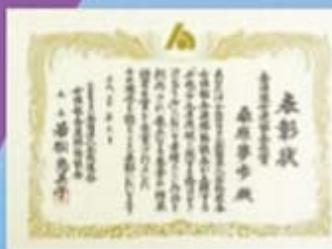


市原市立清水谷小学校 5年 林 翔真

千葉南法人会では、小学4年生～6年生を対象に租税教育活動として、平成29年度 第4回「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

租税教室などを通じて、小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」することで、税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。

応募作品の中から、各地域ごと、特に優秀な21作品に対して、表彰を行いました。総数3,837点もの作品を応募していました



千葉南法人会長賞



千葉市立大椎小学校 4年 仲田 蕾生



千葉市立有吉小学校 6年 佐瀬 優日

千葉南法人会女性部会長賞



市原市立五所小学校 6年 藤谷 うらら



市原市立有秋西小学校 4年 田村 篤郎



千葉市立越智小学校  
6年 鈴木 花



市原市立養老小学校  
5年 遠藤 ひなた



千葉市立あすみが丘小学校 4年 山崎 ちよ

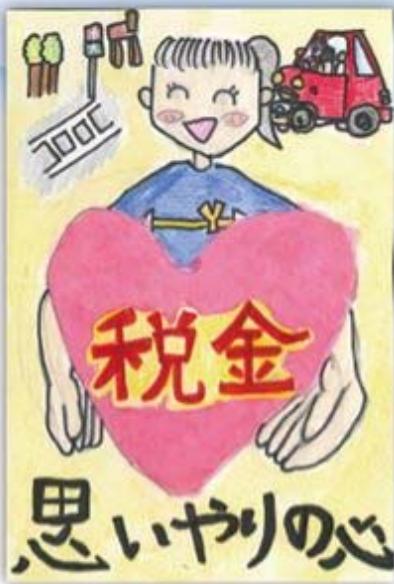
千葉南税務署長賞



千葉市立扇田小学校 5年 進藤 璃莉亞

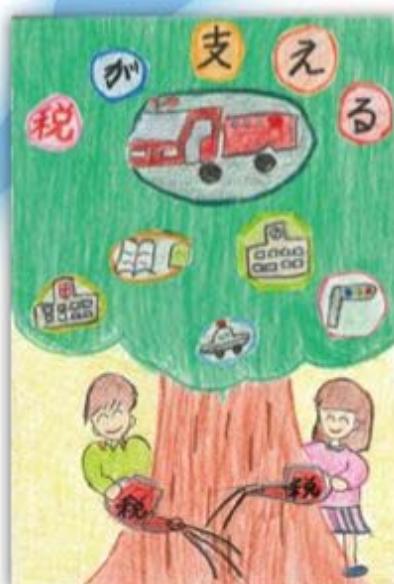


千葉市立善田小学校  
6年 井上 桃子



千葉市立宮崎小学校  
4年 平山 陽子

千葉県中央県税事務所長賞



市原市立京葉小学校  
4年 秋永 悠南

千葉県市原県税事務所長賞

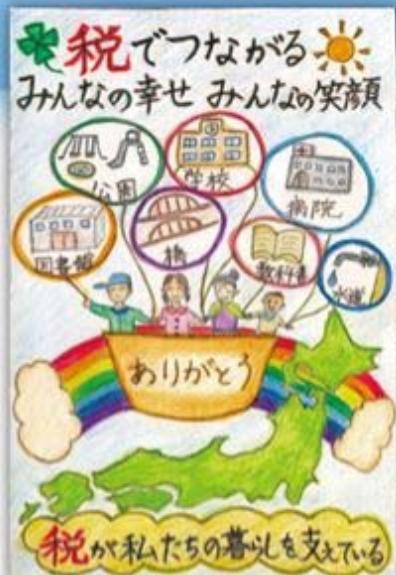


市原市立牧園小学校  
6年 黒政 冬華



市原市立白幡小学校 5年 鈴木 涼太

千葉市長賞



千葉市立金沢小学校  
6年 井上 未来



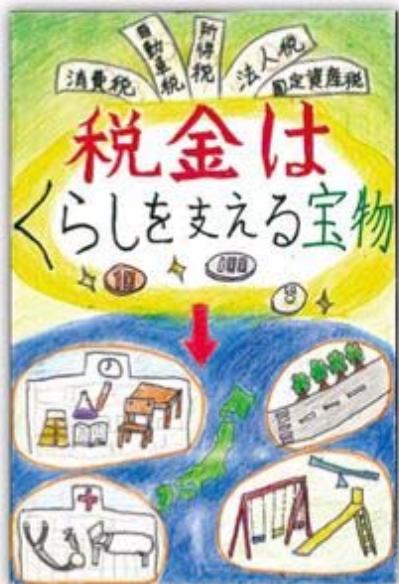
千葉市立誉田東小学校  
4年 藤岡 紗礼



市原市立牛久小学校 4年 木村 真夕



千葉市立宮崎小学校 5年 山本 垣愛



市原市立有秋西小学校  
6年 小倉 桃実



市原市立五所小学校  
5年 中川 美月

市原市長賞



アルピニスト 野口 健氏

【演題】

## 『あきらめないこと、それが冒険だ』

例年になく冷え込みの厳しい1月23日、ホテルポートプラザちばで「新春記念講演会・新春賀詞交歓会」が開かれた。今年の講演会講師は、千葉市在住のアルピニスト野口健さん。登山はもちろん清掃登山など環境問題、2008年からはフィリピンでの遺骨収集の活動に参加。テレビ出演、著書執筆と幅広い活動を繰り広げている。今回は「あきらめないこと、それが冒険だ」と題し講演した。

1973年8月アメリカ・ボストンで日本人外交官の父、エジプト人の母との間に生を受け、6ヶ月でサウジアラビア・ジッダ、4歳で日本へ。以後カイロ、イギリスと父親の転勤で各国を経験。立教英國学院小等部時代は両親の離婚もあり、不安定な時期を過ごす。「落ちこぼれの不良学生」だったと述懐する高等部入学間もない頃、先輩との喧嘩が原因で1ヶ月の停学となる。失意の中帰国してひとり旅に出た。旅先で出合つたある本が人生を変えた。著名な冒険家植村直己の「青春を山にかけて」である。「落ちこぼれ」からの成功だったという植村氏にシンパシーを感じ「自分もコツコツと努力し続けることしか成し遂げることができるのでは」と早速山岳会に入会、登山を始めた。休みには八ヶ岳天狗山に登頂、翌年夏休みにはモンブラン、キリマンジエロと次々に登頂を成功させる。1992年亞細亞大学入学とともに帰国。日本を拠点に登山家としての本格的な活動が始まる。

数々の山々に挑戦、成功させ、1999年5月、世界の最高峰エベレストの登頂を3度目にして成功させ7大陸最高峰登頂最年少記録（当時）を樹立。世界的にも有名になる。頂上を目前に断念を余儀なくされた経験の中から「し



ていい無理としてはいけない無理」を学ぶ。過酷な状況下で死と対峙は恐怖との闘いだ。断念後入院中につらつら考えた。「一瞬を生きることはそんなに難しくない。最後まで生き抜き生還することの方が難しい」。「夢を抱くことは大切だがリスクはつきもの。夢のために死んでゆく友を見てきた」。「挑戦は怖いもの。どうせ怖いなら生き抜く方を」と後300mを諦め無傷で生還できた。「登頂できなければ本当に失敗なのか」と自問自答、「何が何でもというのは捨てよう」と思い至る。「毎年誰かが山で死んでいます」。登山中にもいたる所で遭難した死体に出くわす。「死が理屈抜きで間近に迫ります。本能的に生きたい」と感じる。「第3キャンプあたりから苦しくなります。血中酸素が低下すると脳をやられ歩けなくなり、それは死を意味します」。「諦めた人から死んでゆく」と淡淡と語る。その口調はかえって淒みを感じさせ、会員一同息を呑み迫真の再現場面に惹きつけられた。

幾度かの成功体験から「僕って天才かもと根拠のない自信を抱いて」いたが、失敗を重ね、それは「若さと勢いと運に恵まれていただけ」と思うように。諦めるかどうかの決断の時、ベースキャンプで待つ報道陣の姿が一瞬脳裏をよぎる。失敗後の世間の批判は「ボロクソに言われ悔しいですが、一面で自分には見えなかつた本当の自分の姿を見せてくれる」と話し、「有難い」と受け止め、これからも様々な挑戦を続けていきたいと晴れやかな笑顔を見せた。

講演会のあとには賀詞交歓会が開かれ、創立30周年記念イベントであるハープ演奏やピング大会を行なわれる中、野口さんを囲んで和やかな歓談のひとときを過ごした。



## 野口健さん プロフィール



1973年8月21日、アメリカ・ボストン生まれ。

高校時代に植村直己氏の著書『青春を山に賭けて』に感銘を受け、登山を始める。1999年、エベレストの登頂に成功し、7大陸最高峰世界最年少登頂記録を25歳で樹立。2000年からはエベレストや富士山での清掃登山を開始。以後、全国の小中学生を主な対象とした「野口健・環境学校」を開校するなど積極的に環境問題への取り組みを行っている。また2007年12月には大分県にて開催された「第1回アジア・太平洋水サミット」の運営委員として、「温暖化による氷河の融解」を取り上げる先導役を務め、各国元首級への参加を呼びかけた。2015年4月、ヒマラヤ遠征中にネパール大震災に遭遇。すぐに「ヒマラヤ大震災基金」を立ち上げ、ネパールの村々の支援活動を行っている。また2016年4月に発生した熊本地震の際には、熊本県益城町でテント村を運営。最大時で156世帯、571人が入居という大規模なテント村を1ヶ月間運営した経験を元に、自治体などに向けて災害時の避難所のあり方についても提言を続けている。



セレモニーの出席者

千葉南法人会は、千葉南青色申告会と共に、地域社会貢献活動の一環として今年も「確定申告＆マイナンバーPR用マグネットシート」を作製。今年からは、新たに千葉県タクシー協会市原支部に加えて、千葉支部のタクシーにも協力いただき総勢約600台のタクシーが3月15日までの期間「走る広告塔」として、「国税庁ホームページでの確定申告書の作成」と「申



マグネットシートを装着

## 「確定申告＆マイナンバー」を 走る広告塔でPR

告書へのマイナンバーの記載」を広報することとなつた。1月24日に市原市のJR五井駅前で開催されたタクシーの出発式では、千葉南税務署長、法人会副会长、青色申告会会长が、タクシー協会の市原支部長にマグネットシートを授与。シートを装着したタクシーは次々と市内へ出発していく。千葉市での出発式は、1月30日にJR蘇我駅前で行われた。

## 青年部会確定申告PR活動

去る2月6日・7日の両日、毎年恒例となっている確定申告PR活動を本田署長始め千葉南税務署職員・千葉南間税会のご協力を頂き実施いたしました。

このPR活動は、一般納税者の方々に対して税務申告の大切さと法人会活動を少しでも理解して頂くため、毎年確定申告期間の始まりにJR蘇我駅・五井駅において確定申告書の早期提出を促すポケットティッシュを配布しているものです。

今回は平成29年分所得税などの確定申告書の国税庁ホームページを利用したICT申告（国税庁ホームページで作成した確定申告書を印刷して提出すること。）の積極的な利用と自宅やオフィスからインターネットで申告できる国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用についてPRいたしました。



JR五井駅にてPR活動中



JR五井駅にて記念撮影



JR蘇我駅にて参加者全員で記念撮影



第16回 青年部会租税教室

市原市立水の江小学校

千葉南法人会青年部会による第16回租税教室が11月27日、市原市立水の江小学校で開催された。この活動は小学生にビデオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え方、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れている。

法人会の小河原運営専務の司会で始まり、長谷川教頭が「皆さん税金って知っていますか。普段あまり意識せずに払っていると思いますが、お買い物で払う消費税がそうですね。皆さんも立派な納税者です。今日はその税金について法人会の皆様に詳しく教えていただきます。しつかり学んでください」と挨拶。続く高橋会長は「法人会というのは全国に100万の数を超える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに詳しく説明した。当日は、ちはら台南中学校の生徒8人が職場体験で同校を訪れていて、急速飛び入り聴講となつた。中学生相手の教室は今回が初めてとあって、スタッフの面々には少々緊張感が漂う中、順調に授業は進められた。

まずは税金の基礎知識を学ぶ「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」がテーマの講義。その後地図記号を使ったクイズが出題され、子どもたちは積極的に手を挙げていた。税金が使われている「公共施設とは」を学ぶもの。国会議事堂などはつきりとわかるもの以外に少し考えさせるものがないまぜに出題され、ディズニーランドを公共施設と答える児童もいた。続くアニメ「マリン」とヤマトの不思議な日曜日では姉弟のふたりが森の妖精コッピートクッピーを助けたことから3つの「願い事」を叶えてもらえ



## 研修中の水の江小学校の児童

ることに。おもちゃを買うにも消費税がかかり「面倒で嫌だ」と考えた二人は「税金をなくしてほしい」と頼んだ。映像では税金がなくなつた社会での様々な出来事が描かれる。火事に見舞われ助け出された親子がその後大金を要求されていた。また困つて警察に駆け込んでも、「はい、いらっしゃい道案内は100円、落し物の保管料は半日200円、犯人逮捕は2万円です」などと料金が請求される。公共施設も資金不足で荒れ放題。これでは大変だと二人は妖精を探し出し、2つ目のお願いに「元に戻して」と頼む。そして3つ目には冒頭の親子の火事をなかつたことにしてもらつた。このアニメから子どもたちは多くのことを学んだことだろう。



参加者全員で記念撮影

など興味深く聞いていた。最後に児童全員が数人ずつのグループに分かれての税金クイズ合戦。「お年玉に税金はかかるか」「ノーベル賞には?」などのクイズで進められたが、どうやらチーム同士が仲良しと見え、中々決着がつかない。結局ジャンケンで順位を決め賞状を贈呈した。

「今日は税金について分かり易く教えていただきありがとうございました。税金にも色々な種類があることやその有り難さがよくわかりました。これからももっと感謝して過ごしたいと思います」と児童代表の謝辞があり、学校には記念品、参加児童全員に文房具が手渡された。

# 身近な法律相談

弁護士 田部井 宏明

## テーマ 「個人情報漏えい」

### 防止措置について

今回の「身近な法律相談」は、「個人情報漏えい防止措置について」と題し、過去に発生した個人情報の漏えい事件と漏えい防止措置について取り上げます。

#### 1 個人情報漏えい事件

平成11年、市が保有している個人情報に関するシステム開発の委託を受けたA社がその業務をB社に委託し、さらにB社がC社に委託した際、C社のアルバイト従業員が住民基本台帳データを無断でコピーし、名簿販売業者に売却したという事件が発生しました。この事件の裁判により、一人当たり1万円の慰謝料が認められました。

また、近年では、通信教育大手の顧客情報流出事件が発生し

ました。現在、被流出者が損害賠償を求めた裁判が行われていますが、最高裁は昨年10月、プライバシー侵害を認め、男性敗訴とした高裁判決を破棄し、審理を高裁に差し戻しました。

#### 2 具体的漏えい防止措置

このような個人情報の漏えい事件が発生してしまうと、慰謝料の支払といった損害賠償責任が生じることはもとより、被害

回復措置に多大な費用や時間を費やすこととなり、ひいては当

該企業や団体の信頼や評判にも影響を及ぼす結果となってしまっています。

そこで、各企業等においては、次に掲げるような安全管理措置をとることが求められています。

#### ① 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する規定基本方針等を策定するとともに、個人データの取扱いに係る規律に従った運用や漏えい等の事案に対応する体制の整備といった、個人情報取扱事業者としてなすべき組織的な管理体制を定める必要があります。各企業や事業所ごとに個人データに関する取扱責任者等をあらかじめ定めておくことが大切です。

② 人的安全管理措置  
従業員との守秘義務契約の締結や安全管理に関する教育、研修といった、主に従業員に対する対応が求められています。前記の事件もそうですが、個人情報漏えい事件の多くは人的要因によるもののですので、この点は重要です。

#### ③ 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の出入りをICカード等により物理的に管理したり、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止を行ったりする必要があります。また、パソコン等の電子媒体を廃棄する際のデータ消去方法についても注意する必要があります。

④ 技術的安全管理措置  
情報システムへのアクセス制限や外部からの不正アクセス等の防止を行う必要があります。この点は、技術的な面もありますが、送信元が不明なメールは開かないで消去することや、メールの誤送信をしないといった、個々人が気を付けることで防げることで防げる場合がほとんどです。

3 以上述べてきた安全管理措置のより詳細な内容については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の別添として定められていますので、同委員会のホームページなどをご参照下さい。

以上

# 会社訪問



農家直営 めし処 つばめ

千葉県市原市にて低農薬のお米の栽培をしています。低農薬栽培とはどのようなものかと言うと、例えば人が病気になつたときに薬を飲みます。それと同じように稻も病気になることがあります。その症状を農薬で治すのですが、農薬の中には微生物や虫を殺してしまい、自然環境を破壊してしまふものもあるのです。つばめ農園は、より良い田んぼの環境を次世代へ受け継いでいかなければなりません。そのためにも必要最低限の農薬で、自然環境を破壊しない

低農薬という方法で、お米を生産しています。

現在、生産しているお米は五品種です。コシヒカリ、ふさおとめ、あきだわら、もち米、黒米です。「あきだわら」という品種はあまり耳にしないかと思いますが、これらは業務用米として注目される品種です。コシヒカリに比べ収穫量が多く、味はコシヒカリと同等と言われています。低価格で良品質のお米です。

また、市原市北国分寺台で「農家直営 めし処 つばめ」を経営しています。つばめ農園が生産したコシヒカリの中でも特に良質のものを「気和味米」として販売しておりますが、定食では、気和味米が食べ放題！味噌汁、生卵も食べ放題！と、利益度外視で営業しております。お店では千葉県内の農家が生産した野菜を使用してい



代表取締役  
布施 俊章

## 株式会社 つばめ農園

〒290-0016  
市原市門前2-258  
TEL 0436-41-5445



ます。めし処 つばめを通じて、少しでも多くの方に千葉県産の農作物の美味しさをお伝えできればと思います。

そしてつばめ農園は、千葉県の農業を牽引していく存在であります。

おかげさまで、設立50周年

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2

TEL 0436-74-1421㈹ FAX 0436-74-1422



## 健康相談

メディシンショップ蘇我薬局

佐伯 剛

## テーマ 「次世代型のタバコ」

## 「加熱式タバコ」をどう思う？



最近増えている「電子タバコ」。ただ電子タバコと言つても、大きく分けて「加熱式」と「水蒸気式」の2種類あります。従来の紙巻きタバコと「加熱式」と呼ばれるタバコの違いについて簡単に説明すると、従来の紙巻きがタバコの葉に火を着けて燃やし、その煙を吸うのに対し、加熱式は「燃やさない」のが特徴です。最近では、「加熱式」と言つても商品ごとにそれぞれ特徴があります。皆さんに一番なじみのある商品と言えば「アイコス」ですが、その吸い方は、加熱用ステイックを充電し高温加熱し、そこに

差し込んだタバコの葉から発生する蒸気を吸い込む、という仕組みになっています。この商品のメリットは、葉を直接燃やさないため、ニコチン量は、紙巻たばこと同量摂取しますが、有害成分を約90%削減できます。ただ、口から出る水蒸気には若干のニコチンが含まれているので、副流煙による問題が残ります。また、この商品は、紙巻たばと同様、喫煙所での使用が義務付けされています。

次に、「グロー」は、基本的には「アイコス」と同様、高温加熱し、発生する霧状のベイパーを吸って楽しめます。この商品の特徴は、おいの発生を大幅に減少でき、紙巻たばこの煙においの濃さを100%とすると、ブルーム・テックはわずか0・2%以下だという報告があります。ただ、「アイコス」、「グロー」とシステムが違うため、「タバコ感が弱い」という感想もあります。

これらの、加熱式たばこは、紙巻たばこ（450円/1箱）とコスト的には、ほとんど変わりません。また、健康被害に関する報道も増えています。吸わない事が一番ですが、嗜好品なので、自己責任の範疇で楽しめばいいと思います。

「トリッジ内にある専用リキッドを熱し、その際に出た蒸気をたばこ葉の詰まつた専用カプセルを通して使用する「低温加熱方式」の仕組みになっています。この商品の特徴は、においの発生を大幅に減少でき、紙巻たばこの煙においの濃さを100%とすると、ブルーム・テックはわずか0・2%以下だという報告があります。ただ、「アイコス」、「グロー」とシステムが違うため、「タバコ感



# 研修案内 2018年

## 4月

### ■ 決算期別法人説明会

日時：4月11日(木) 午後1時30分～午後3時40分  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：決算や申告にあたっての留意事項  
 講師：千葉南税務署 法人課税担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

## 6月

### ■ 第2回税務・会計セミナー

日時：6月6日(木) 午後1時30分～午後4時30分  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：消費税の入門講座  
 講師：千葉南税務署 消費税理担当官

### ■ 簿記講座

日時：6月6日(木)、13日(木)、20日(木)、27日(木)  
 午後3時～午後4時50分  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：3級程度の実務簿記  
 担当：千葉県税理士会千葉南支部税理士

## 5月

### ■ 第1回税務・会計セミナー

日時：5月10日(木) 午後1時30分～午後4時50分  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：法人税の入門講座  
 講師：千葉南税務署法人課税第1部門審理担当官他

### ■ 新設法人説明会

日時：5月16日(木) 午後1時30分～午後3時40分  
 会場：千葉南税務署  
 内容：会社の誕生と税金について  
 講師：千葉南税務署 法人課税審理担当官他、

### ■ 決算期別法人説明会

日時：5月23日(木) 午後1時30分～午後3時40分  
 会場：千葉南税務署  
 内容：決算や申告にあたっての留意事項  
 講師：千葉南税務署 法人課税担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

### ■ 経営者セミナー

日時：5月10日(木) 午後1時00分～午後4時30分  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：社会保険・労働保険の実務  
 講師：社労士事務所 特定社会保険社労士

# 行事予定

# 2018年

## 4月

- 4日(木) 女性部会監査  
第1回女性部会正副部会長会議
- 5日(木) 第1回広報委員会
- 6日(木) 第1回厚生委員会
- 11日(木) 決算期別法人説明会  
源泉部会定例研修会
- 12日(木) 第13回全法連全国女性フォーラム(山梨大会)
- 12日(木)～13日(金)
  - 第1回女性部会研修会
- 16日(月) AIG損害保険㈱ビジネスガード推進会議
- 17日(火) アフラック平成30年度全法連福利厚生制度推進会議  
監査
- 19日(木) 第1回常任理事会  
第1回理事会
- 21日(土) 税務・経営無料相談
- 24日(火) 青年部会監査  
第1回青年部会定例役員会
- 26日(木) 第1回女性部会定例役員会  
第1回生浜支部役員会

## 5月

- 9日(木) 相談役・正副会長会
- 10日(木) 源泉部会定例研修会  
経営者セミナー
- 11日(金) 第1回女性部会税務研修会  
第30回女性部会定時総会
- 15日(火) 第1回税制委員会

## 6月

- 16日(木) 新設法人説明会
- 17日(木) 第1回青年部会税務研修会  
第29回青年部会定時総会
- 19日(土) 税務・経営無料相談
- 23日(木) 決算期別法人説明会
- 29日(火) 第31回通常総会
- 1日(金)～3日(日)
  - 青年部会海外研修会
- 5日(火) 第1回組織委員会
- 6日(水) 第2回税務・会計セミナー  
簿記講座①・開講式
- 7日(木) 第2回広報委員会
- 8日(金) 第17回青年部会租税教室
- 10日(日)～11日(月)
  - 第6支部連合会員交流会
- 12日(火) 第1回正副会長会
- 13日(木) 簿記講座②
- 14日(木) 源泉部会昼食会  
源泉部会役員会  
第31回源泉部会定時協議会・定例研修会
- 19日(火) 第9回チャリティーゴルフ大会
- 20日(木) 簿記講座③  
第5回県法連定時総会  
平成30年度県法連役員大会
- 27日(木) 簿記講座④

# 新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです  
—よろしく—

株 KME	市原
市原市能満 1573-6 TEL 0436-63-6949 塗装工事業	
株ネクサス	五中1
市原市五井 2209-1 TEL 0436-77-1695 電気工事業	
太陽塗工株	五東2
市原市五井 6426-4 TEL 0436-37-6130 塗装工事業	
株仁創工業	姉崎中央
市原市青葉台 7-3-77 TEL 043-330-4946 一般電気工事業	
沖縄料理&居酒屋がじゅまる	五南1
市原市岩崎 1-5-6 TEL 0436-26-6854 接客業	
ARUMI Kプラント株	生実
千葉市緑区おゆみ野中央 1-12-53 TEL 043-312-3261 プラント工事業	
一般財団法人あんしん財団千葉支局	南
千葉市中央区新町 1-17 JPR 千葉ビル 11階 TEL 043-441-4622 認可特定保険業者	
株シンフォース	松ヶ丘
千葉市中央区仁戸名町 483-17 TEL 043-375-3267 化粧品・香水等雑貨の卸売	
株フェリスホーム	生実
千葉市中央区生実町 1326 TEL 043-305-1280 建設業	
株五常	生実
千葉市緑区おゆみ野中央 3-13-8 TEL 043-228-3335 小売業	
株小森谷ナーセリー	土気
千葉市緑区大木戸町 1196 TEL 043-294-4387 球根栽培業	
株WATANABE	五南2
市原市青柳 687 シヤムNo1-103 TEL 0436-55-2926 配管業	
タカラベ商事(有)	五南2
市原市青柳北 3-7-8 TEL 0436-22-8786 プラスチックリサイクル業	
リリモナハウス株	白旗
千葉市中央区花輪町 38-43 TEL 090-8014-1836 ベット関連	
サイガ装業株	菊間
市原市古市場 290-3 TEL 0436-42-2431 塗装工事業	
松美装	南
四街道市吉岡 1745-5 TEL 043-377-3109 外壁、屋根、塗装工事	
R's株	八幡西
市原市西五所 31-2 デュルB-3 TEL 080-9861-1226 建設業	

印刷一般

書籍本から名刺まで

印刷物は何でもご相談下さい

有限会社 丸三印刷所

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7  
TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

## 第5回「税に関する絵はがきコンクール」への協賛のお願い

千葉南法人会女性部会では、「租税教育活動」の一環として、小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的として平成30年度も「税に関する絵はがきコンクール」を開催いたします。

つきましては会員皆様のご協力を頂き、この事業を有意義なものにしたいと思いますので是非協賛のご協力をお願い申し上げます。

1. 協賛金 1口5千円、何口でもご協賛いただけます。

※事務局迄ご連絡いただきますと申込書をお送りします。

2. 協賛方法 申込後、請求書を送らせて頂きます。

3. 協賛申込締切 平成30年7月31日(火)



## ●第31回通常総会開催のお知らせ●

1. 日 時 平成30年5月29日(火) 午後3時～午後7時30分

2. 会 場 JFEみやざき倶楽部 千葉市中央区宮崎町1-15 TEL 043-268-6800

第1部	通常総会	午後3時00分～午後4時00分
第2部	法人会功労者表彰	午後4時10分～午後4時50分
第3部	記念講演会 テーマ「道元禅師に学ぶ経営哲学」 講師：宝林寺住職 千葉 公慈氏	午後4時50分～午後6時
第4部	会員交流会	午後6時10分～午後7時30分

☆開催案内・議案書につきましては5月初旬に会員様宛にご郵送致します。

### 一般社団法人 千葉南法人会会報

第121号 平成30年3月発行  
発行所 一般社団法人 千葉南法人会  
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5  
ケーブビル201号  
電話 043-264-4080  
FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp  
発行人 高橋 紀男  
編集 広報委員会  
編集責任者 秋庭 重樹  
印刷・会員 (株)丸三印刷所

新春記念講演会は、講師にアルビニストの野口健氏が「あきらめないこと、それが冒険だ。」をテーマに講演して頂きました。参加されました会員の皆様の、これからのお仕事に少しでもプラスになれたのかと思います。テーマにある「あきらめないこと」と、言うところの感動をあたえられ、とても力になります。日本は冬季五輪史上最多の8大会連続出場となつたスキージャンプの葛西選手はじめ、海外開催の冬季五輪では最多となる124選手が参加しました。初めてメダルを取ったのが、男子モーグルの原選手の銅メダル。その後にジャンプ女子の高梨選手(銅)、ノルディック複合の渡部選手(銀)と続きました。特に感動したのは、フィギュアスケート男子の羽生選手の金メダルです。3ヶ月前に足首を痛めてなぜ復活が出来たのだろうか。ある記事によると、羽生選手は成功や失敗した時に体の各部がどう動いているのかを整理し、共通点を書き出すことにより体の動きを言葉で的確に表せるとあります。「ミスを語り修正に生かす。」と書かれています。

これは、仕事にも共通することだと思います。まだ続く冬季五輪、そのあとパラリンピックを楽しみにしながら、今回はこの言葉で締めさせていただきたいと思います。

「がんばれ！ニッポン」

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴  
税理士 白田 信夫

お客様との信頼関係を第一に考え  
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436(41)2689(代表) FAX 0436(41)2430

# PALETTE

## ピアノコンサート

### 【会場】

千葉市ハーモニープラザ  
男女共学参画センター3階 イベントホール

2018年 7/8 (日)  
13:30開演(13:00開場)

### 【チケット料金】

大人 2,000円 小学生以下 1,000円 (全席自由)

### Pianist

延時 百香／小山 小百合／佐倉 藍

### Program

ドビュッシー	亞麻色の髪の乙女
ショルダーニ	カロミオペン
チャイコフスキイ	眠れる森の美女
フォーレ	ドリー組曲
etc...	

お問い合わせ : bonheur.musique@quartz.ocn.ne.jp  
後援 : ボナールピアノ教室



(一社)千葉南法人会恒例の  
1日人間ドック形式による

# 生活習慣病健診

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。  
全コースに眼圧検査(緑内障)、総合コースにC型肝炎検査(A・Sコースはオプション検査  
となります。別料金)を組み入れました。

## 平成30年度健診日程

健診日	曜日	会 場
7/10	火	五井グランドホテル 市原市五井 5584
7/12	木	

\*オプション検査「女性健診」(乳房、膀胱、子宮)  
\*オプション検査「前立腺腫瘍マーカー検査」「C型肝炎  
ウイルス検査」  
\*健診料金は会員特別料金です。(消費税込)

### ★申し込み方法

6月中旬に郵送で会員の皆様にご案内  
致します。(法人会HPからも申込できます。)

**Aコース(基本コース)**全47項目21,384円(一般27,475円)  
視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・  
肝機能検査・脾機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・  
血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

**Sコース(若年者コース)**全44項目16,696円(一般21,384円)  
Aコースの消化器系(胃部X線・大腸ガン)はいたしません。希望  
される方は、A又は総合コースでお申込ください。

**総合コース(ドック健診)**全57項目37,044円(一般52,552円)  
Aコースに腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+超音波腹部5  
臓器(胆・肝・脾・腎・肺)検査の他B型肝炎検査+C型肝炎検査  
が追加されます。

●総合コースに限り、喀痰(肺ガン)検査(3,456円)を専用容器代  
のみで実施 390円

## 一般財団法人 全日本労働福祉協会

〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18  
電話 (03) 5767-1714

千葉南法人会会員

# タカハシ

## 買取・販売

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00~PM8:00

定休日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会

検索

有限会社 タカハシ商会

〒290-0005 市原市山木1147-4

代表取締役 高橋正宏

TEL 0436-41-3098

FAX 0436-41-3125